

事 務 連 絡
令和 4 年 11 月 18 日

各都道府県新型コロナウイルス感染症対策部局 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」に係る
留意事項について

新型コロナウイルス感染症については、現在、新規陽性者数が全国的に増加傾向となっており、今後の感染状況について、地域差や不確実性はあるものの、増加傾向が続き、今夏のような感染拡大につながる可能性もあると考えられます。

こうした中、令和 4 年 11 月 11 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応（以下「分科会とりまとめ」という。）（別添 1）をとりまとめ、オミクロン株に対応し外来医療等の状況に着目した新たなレベル分類に見直すとともに、感染拡大が進行し、保健医療への負荷が高まった段階において感染レベルを抑えるために取り得る感染拡大防止措置について、整理されました。

この分科会とりまとめを踏まえ、令和 4 年 11 月 18 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」（別添 2）をとりまとめました。

この中で、感染が著しく拡大し、今冬の季節性インフルエンザとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制の強化等を実施してもなお、保健医療への負荷が増大し、「医療負荷増大期」にあると認める都道府県は、地域の実情に応じた判断により、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」（以下「強化宣言」という。）を行い、住民及び事業者に対して、①医療体制の機能維持・確保、②感染拡大防止措置、③業務継続体制の確保等に係る対策を強化することとし、国はその取組を支援することとしています。

ついては、その具体的な手続き等の留意事項について、下記のとおりとしますので、本事務連絡、別添 1 及び別添 2 を十分にご了知いただきますようお願いいたします。

記

1. 「医療負荷増大期」に係る保健医療への負荷の状況及び社会経済活動の状況等

- ① 別添 2 のⅡ. 1. においては、都道府県が「レベル 3 医療負荷増大期」にあると認める場合に、地域の実情に応じて、強化宣言を行うこととしている。別添 2 のⅡ. 1. (1) の保健医療への負荷の状況及び社会経済活動の状況等については、これと同程度に外来医療を含めた保健医療への負荷が相当程度増大し、社会経済活動にも支障が生じていると都道府県において認められる場合においても、強化宣言を行うことが可能であること。

- ② また、オミクロン株に対応した新たなレベル分類として、「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合のレベル分類の運用について」（令和4年11月16日付内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）を示しているが、都道府県において独自のレベル分類を設定し、これを外来医療を含む保健医療への負荷の状況等に着目したものに修正した上で、新レベル分類に相当するものとして使用する場合においても、外来医療を含めた保健医療への負荷が相当程度増大し、社会経済活動にも支障が生じていると認められるのであれば、強化宣言を行うことが可能であること。

2. 強化宣言に基づき実施する対策について

- ① 別添2のⅡ. 1. (2)に定める対策については、例示であり、これらの全てを実施することを求めるものではないこと。また、都道府県の創意工夫に基づき、これら以外の独自の対策を実施することは可能であり、地域の実情に応じて必要な対策を検討・実施していただきたいこと。ただし、独自の対策を実施する際には、都道府県において、その必要性と効果について十分に検討いただきたいこと。
- ② 地域の実情に応じて、医療負荷増大期の状況になる前から、前倒しで別添2のⅡ. 1. (2)に定める対策を実施することや、保健医療への負荷増大の状況等に合わせて、段階的に対策を実施することも可能であること。ただし、前倒しで実施する場合にはその必要性と効果について十分に検討いただきたいこと。
- ③ 強化宣言を行う前に実施していた対策よりも強化した内容を含むものとしていただきたいこと。

3. 強化宣言の手続・名称・期間等について

- ① 強化宣言を行う場合には、事前に内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室まで協議（様式は問わない。）いただきたいこと。その際、外来医療を含む保健医療への負荷の状況、欠勤者の発生や業務継続への影響を含む社会経済活動の状況、強化宣言を行って講じる対策の内容等について確認する（感染拡大防止及び社会経済活動の維持の観点からの合理性など）ので、一定の時間的余裕を持って協議いただくとともに、必要な資料の提出を求めることがあるのであらかじめご了承ください。
- ② 強化宣言の名称については、都道府県において別の名称を用いることも可能であること。また、既に、外来医療を含めた保健医療への負荷の増大に関する都道府県独自の宣言や警報を発出している場合には、改めて、強化宣言を発出する必要はないため、「医療ひっ迫防止対策強化地域」への位置付けを希望する場合には、その旨協議いただければ良いこと。
- ③ 強化宣言の期間については、保健医療への負荷の状況、社会経済活動の状況等を踏まえ、都道府県において設定されたいこと。
- また、強化宣言は都道府県内の全域を対象とすることを想定しているが、特別の事情等がある場合には、一部地域に限ることや取組内容を地域で変更することも可能であること。

- ④ 「医療ひっ迫防止対策強化地域」に位置付けた都道府県については、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室のホームページ等において公表するのであらかじめご了承くださいこと。

4. その他

対策強化宣言を行わない都道府県について、既存の支援を含め、感染対策において、不利益な取扱いとなるものではないこと。

上記のほか、追加で疑義解釈等を示す場合があるので、あらかじめご了承くださいこと。

また、別添2のⅡ. 2. の「医療非常事態宣言」については、別途詳細を示す予定であること。

**今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に
想定される対応**

**新型コロナウイルス感染症対策分科会
令和4年11月11日（金）**

- 前回（令和4年10月13日）の分科会において、「今秋以降の感染拡大期における感染対策について」を議論し、分科会としてとりまとめた。この中で、
 - 今秋以降の感染拡大においては、これまでを上回る感染者数が生じることもあり得る、また、季節性インフルとの同時流行が懸念されている。その場合でも、今夏と同様、オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大であれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止策を講じるとともに、同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することを基本方針とする。
 - 併せて、医療機関・高齢者施設・学校・保育所等について、先進的な取組例等も踏まえて、ポイントを絞った効果的・効率的な感染対策に取り組む。
 - ただし、感染者数が膨大な数になり医療のひっ迫が生じる場合や、ウイルスの特性に変化が生じ病原性が強まる等の場合には、住民や事業者に対する感染拡大防止や医療体制の機能維持に関する更なる協力の要請・呼びかけや、行動制限を含む実効性の高い強力な感染拡大防止措置等が考えられ、状況に応じた対応を行う。こととしている。
- その際、委員から、
 - ・ 今はオミクロン株の重症化率や致死率の低さから考えて、従来の緊急事態措置やまん延防止等重点措置による行動制限について国民の理解を得ることは難しい
 - ・ 医療提供体制・検査体制の整備やワクチン接種を進めても、感染レベルが高まり、深刻な医療ひっ迫という危機的な状況を避けるために、感染レベルを下げる対策としてどのようなオプションがあるのか、どのような状況になったら強い対策が必要になるのか、検討する必要があるという趣旨の指摘があった。
- これを受け、今夏の感染拡大において生じた保健医療や社会経済の状況、今冬の季節性インフルエンザとの同時流行も想定して準備される外来等の保健医療体制等を踏まえ、今秋以降、オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大が進行し、保健医療の負荷が高まった段階において、感染レベルを抑えるために取り得る感染拡大防止措置をとりまとめた。
また、この際、レベル分類について、医療のひっ迫度に着目する基本的な考え方は維持しながら、オミクロン株に対応した指標、事象の改定も行い、各段階において講ずるべき具体的な感染拡大防止措置の内容を整理する。

今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応

- ① 今秋以降にオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大が生じ、保健医療の負荷が高まった場合に想定される対応を以下の表において整理する。
- ② オミクロン株に対応し、外来医療等の状況に着目したレベル分類に見直した上で、各段階に応じた感染拡大防止措置を講ずる。
- ③ 医療負荷増大期においては、情報効果による個人の主体的行動につながる情報発信を強化するとともに、住民に対してより慎重な行動の要請・呼びかけを行うことを選択肢とした「対策強化地域（仮）」の枠組みにより、感染拡大防止措置を講じる。
それでも感染拡大が続く場合等には、医療のひっ迫が想定される前の段階で、住民・事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけ（特措法２４条９項の要請又は呼びかけ）を行う。（「医療非常事態宣言（仮）」）

	感染小康期	感染拡大初期	医療負荷増大期	医療機能不全期
オミクロン株 対応の 新レベル分類	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4（避けたいレベル）
保健医療の負荷 の状況	・ 外来医療・入院医療 ともに負荷は小さい。 （病床使用率概ね 0～30%（最大確保病床ベース。以下同じ。））	・ 診療・検査医療機関 （いわゆる発熱外来）の患者数が急増し、負荷が高まり始める。 ・救急外来の受診者数も増加。 ・病床使用率、医療従事者の欠勤者数も上昇傾向。 （病床使用率概ね30～50%）	・外来医療の負荷が高まり、発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い方がすぐに受診できないという事象が発生。 ・救急搬送困難事例が急増する。 ・入院患者も増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる。 （重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、病床使用率/重症病床使用率 概ね50%超）	・膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般の外来にも患者が殺到する事象が発生。 ・救急車を要請しても対応できず、救急搬送困難事例の件数として把握できない状態が生じている。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態。 ・重症化率は低くても、膨大な数の感染者により、入院が必要な中等症Ⅱ・重症者の絶対数が著しく増加。 ・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫。 ・入院できずに、自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生。 ・通常医療を大きく制限せざるを得ない状態。 （重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、病床使用率/重症病床使用率 概ね80%超）
社会経済活動 の状況	—	・職場で欠勤者が増加し始め、業務継続に支障が生じる事業者も出始める。	・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者も多数発生。	・欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性。
（参考） 感染状況	・感染者は低位で推移しているか、徐々に増加している状態。 ※単純に感染状況で判断するのではなく、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況等を踏まえて、都道府県が総合的に判断する。	・感染者が急速に増え始める。	・医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生。	・今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生。

国の対応	感染小康期	感染拡大初期	医療負担増大期	医療機能不全期	
			感染拡大が著しい都道府県が、「対策強化宣言（仮）」を行い、以下の対応を地域の実情に応じて実施。国は、当該都道府県を「対策強化地域（仮）」として位置づけ。（詳細は別紙参照）		
①医療体制の機能維持	・同時流行への備えを呼びかけ（ワクチン接種、検査キットや解熱鎮痛薬の購入、相談窓口の確認等） ・都道府県等に対して発熱外来、電話・オンライン診療、健康ＦＵセンター等の体制整備等を依頼	・重症化リスクに応じた外来受診・療養の協力を呼びかけ ・都道府県等に対して発熱外来、電話・オンライン診療、健康ＦＵセンター等の体制の拡充を依頼 ・医療機関等への協力要請（感染症法１６条の２）	・重症化リスクに応じた外来受診・療養の協力、救急医療の適正利用を強く要請・呼びかけ ・地域の感染状況に応じて、拡充された発熱外来、電話・オンライン診療、健康ＦＵセンター等の体制で対応 ・入退院調整の適切な実施、医療従事者の欠勤状況も踏まえた病床確保のフェーズ引き上げを適切に実施 ・医療機関等への協力要請（感染症法１６条の２） ・濃厚接触者となった医療従事者が待機期間中であっても医療に従事できる運用を可能な限り実施するよう医療機関に要請		・保健医療の対応が限界を超えた状態であることを周知し、理解を求める ・災害医療的な対応として、国・他の都道府県からの医療人材の派遣等を行う
②感染拡大防止措置	・オミクロン株対応ワクチン接種の推進 ・基本的感染対策の徹底	・オミクロン株対応ワクチン接種の更なる推進 ・基本的感染対策の徹底 ・医療機関・高齢者施設・学校等の有効な感染対策（10／13コロナ分科会）に基づく対応をとることを促す	➤ 新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、感染拡大防止を図る ➤ 今夏の「ＢＡ５対策強化地域」における住民・事業者への要請・呼びかけの内容を基本としつつ、住民に対してより慎重な行動を要請・呼びかけることも選択肢とする 【情報発信の強化】 ・住民に対し、感染拡大の状況、医療の負荷の状況を丁寧に伝えらるとともに、協力を呼びかける。 【住民に対して、慎重な行動を要請・呼びかけ（例）】（法24条9項又は呼びかけ） ・普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えることを徹底する。 ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控える。 ・特に、大人数の会食や大規模イベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討判断。 ・学校・部活動、習い事・学習塾、友人との集まり等での感染に気をつける。 【高齢者施設等の感染対策強化】 ・高齢者施設等の集中的検査の拡大・推進、利用者の節目での検査の実施等。	医療負担増大期において、感染拡大のスピードが急激な場合や、左記の対策を講じても感染拡大が続く場合には、医療ひっ迫を回避するために、地域の実情に応じて、速やかに以下を実施 【住民・事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけを行う】（法24条9項又は呼びかけ） ⇒「医療非常事態宣言（仮）」 ➡・外出・移動は必要不可欠なものに限ることを要請（出勤大幅抑制、帰省・旅行の自粛も要請）。 ➡・飲食店や施設の時短・休業は要請しないが、外出自粛要請に関する理解を求める。イベントの延期等の慎重な対応を要請。 ➡・原則として、学校の授業は継続。部活動の大会や学校行事等には開催方式の変更等を含め慎重な対応を要請。	➤ 医療体制と社会経済の機能不全に対処するために、社会の感染レベルを下げる必要がある
③業務継続体制の確保等	—	・各業界に業務継続体制の点検・確保を呼びかけ	・多数の欠勤者を前提した業務継続体制の確保を促す ・一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、住民や取引先、顧客等に表示することを促す ・接触者に対する出勤停止を要請しないことを周知する		・ライフライン（電気、ガス、水道）、食料品、医薬品、物流等の供給確保
	・濃厚接触者の待機	の取扱いについて検討			

【別紙】「医療負荷増大期」において都道府県が実施する住民・事業者への要請・呼びかけについて

- 「医療負荷増大期」において、感染が著しい都道府県は、地域の実情に応じて、「対策強化宣言（仮）」を行い、住民・事業者に対して以下のような要請・呼びかけを実施する。**特に、2. ④、⑥のように、住民に対してより慎重な対応をとるよう要請・呼びかけを実施することが考えられる。**以下の項目は例示であり、地域の実情に応じて、これら以外の要請・呼びかけを行うことも可能である。
- 国は当該都道府県を「対策強化地域（仮）」として位置づけ。

1. 医療体制の機能維持・確保

- ①重症化リスクが低い人は、発熱外来を受診する前に、自宅で検査キットによるセルフチェックを行い、陽性の場合は健康フォローアップセンターに登録する。なお、症状が重いと感じる等の場合には、電話相談や受診を検討する。
- ②救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ることとし、専門WEBサイトや電話相談窓口を利用する。（注）
注）「救急車利用マニュアル」、「こどもの救急」等のWebサイト、自治体の受診・相談センター、＃7119（救急要請相談）、＃8000（こども医療相談）等の電話相談窓口
- ③濃厚接触者となった医療従事者が待機期間中であっても抗原定性検査を行い医療に従事できるよう、可能な限り対応する。

2. 感染拡大防止措置

【情報発信の強化】

住民に対し、感染拡大の状況、医療の負荷の状況を丁寧に伝えとともに、協力を呼びかける。

【住民への協力要請・呼びかけ】

- ①基本的な感染対策の再徹底（「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等）。
- ②速やかにオミクロン株対応ワクチンの接種を受ける。
- ③感染者との接触があった者は早期に検査を行う。帰省等で高齢者や基礎疾患を有する者と接する場合には事前の検査を行う。高齢者施設等の利用者に対して一時帰宅時等の節目での検査を行う。
- ④混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控える。特に、大人数の会食や大規模なイベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討判断すること。学校や部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に特に気を付ける。
- ⑤飲食店での大声や長時間の回避、会話する際のマスク着用
- ⑥普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えることを徹底する。

2. 感染拡大防止措置

【事業者への協力要請・呼びかけ】

⑦テレワーク（在宅勤務）等の推進

⑧人が集まる場所での感染対策の徹底

・従業員への検査の勧奨 ・適切な換気 ・手指消毒設備の設置 ・入場者の整理・誘導 ・発熱者等の入場禁止 ・入場者のマスクの着用等の周知

⑨医療機関、高齢者施設、学校、保育所等において、10月13日のコロナ分科会提言の対策を講じる。

⑩高齢者施設等における抗原検査キット等を活用した集中的検査の推進

⑪飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等を行うこと

3. 業務継続体制の確保

①多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保を促す。

②一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、住民や取引先や顧客等に示すことを促す。

③濃厚接触者でない接触者に対する出勤停止を要請しないことを周知する。

(別添 2)

今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について

令和 4 年 11 月 18 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

I. 考え方

- 新型コロナウイルス感染症への対応については、政府としては、今秋以降の感染拡大が、今夏のオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株によるものであれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止措置を講じるとともに、同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することを基本方針としている。
- その上で、令和 4 年 11 月 11 日の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応」（令和 4 年 11 月 11 日新型コロナウイルス感染症対策分科会。以下「分科会とりまとめ」という。）をとりまとめ、
 - ・ オミクロン株に対応し、外来医療等の状況に着目した新たなレベル分類に見直すとともに、
 - ・ 感染拡大が進行し、保健医療への負荷が高まった段階において、感染レベルを抑えるために取り得る感染拡大防止措置について、整理された。
- この分科会とりまとめを踏まえ、感染が著しく拡大し、今冬の季節性インフルエンザとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制の強化等を実施してもなお、保健医療への負荷が高まった都道府県は、地域の実情に応じた判断により、以下の「Ⅱ. 具体的内容」の枠組みで、①医療体制の機能維持・確保、②感染拡大防止措置、③業務継続体制の確保等に係る対策を強化することとし、国はその取組を支援する。

Ⅱ. 具体的内容

1. 「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策の実施

- 今夏のおミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株を中心として感染が拡大し、以下の（１）のように、外来医療を含めた保健医療への負荷が相当程度増大し、社会経済活動にも支障が生じている段階（「レベル３ 医療負荷増大期」）にあると認められる場合に、地域の実情に応じて、都道府県が「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を行い、住民及び事業者等に対して、（２） i）医療体制の機能維持・確保、ii）感染拡大防止措置、iii）業務継続体制の確保等に係る協力要請・呼びかけを実施する。
 - 国は、当該都道府県を「医療ひっ迫防止対策強化地域」と位置付け、既存の支援に加え、必要に応じて（３）の支援を行う。
 - なお、（２）の対策は例示であり、当該都道府県において、これらの全てを実施することを求めるものではなく、地域の実情に応じて、その一部を実施することや、（２）以外の独自の対策を実施することは可能である。また、地域の実情に応じて、医療負荷増大期の状況になる前から、前倒しで（２）の対策を実施することや、保健医療への負荷増大の状況等に合わせて、段階的に対策を実施することも可能である。
- （１）保健医療への負荷の状況及び社会経済活動の状況等
- i）保健医療への負荷の状況
 - ・ 外来医療の負荷が高まり、発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到する重症化リスクの高い方がすぐに受診できないという事象が発生している。
 - ・ 救急搬送困難事案が急増している。
 - ・ 入院患者も増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まっている。
- （例えば、
- ・ 重点医療機関における医療従事者の欠勤者が急増する。
 - ・ 病床使用率又は重症病床使用率が概ね 50%超にあり、かつ、入院患者が概ね中等症以上等の入院医療を必要とする者である。）

ii) 社会経済活動の状況

- ・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者も多数発生している。

iii) 感染状況（参考）

- ・医療の負荷を増大させるような数の感染者数が発生している。

(2) 対策内容

i) 医療体制の機能維持・確保

- ①重症化リスクが低い人は、発熱外来を受診する前に、自宅で検査キットによるセルフチェックを行い、陽性の場合は健康フォローアップセンターに登録する。なお、症状が重いと感じる等の場合には、電話相談や受診を検討する。
- ②救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ることとし、専門WEBサイトや電話相談窓口を利用する。（注）
（注）「救急車利用マニュアル」、「こどもの救急」等のWebサイト、自治体の受診・相談センター、＃7119（救急要請相談）、＃8000（こども医療相談）等の電話相談窓口
- ③必要に応じて、病床確保等に関する医療機関への協力要請（感染症法^(※)第16条の2等）を行う。
- ④濃厚接触者となった医療従事者が待機期間中であっても抗原定性検査を行い医療に従事できるよう、可能な限り対応する。

（※）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）

ii) 感染拡大防止措置

【情報発信の強化】

住民に対し、感染拡大の状況、医療の負荷の状況を丁寧に伝えとともに、協力を呼びかける。

【住民への協力要請（特措法^(※)第24条第9項）又は呼びかけ】

- ①基本的な感染対策の再徹底（「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等）
- ②速やかにオミクロン株対応ワクチンを接種する。
- ③感染者との接触があった者は早期に検査を行う。帰省等で高齢者や基礎

疾患を有する者と接する場合には事前の検査を行う。高齢者施設等の利用者に対して一時帰宅時等の節目での検査を行う。

- ④混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控える。特に、大人数の会食や大規模なイベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討判断する。学校や部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に特に気を付ける。
- ⑤飲食店での大声や長時間の回避、会話する際のマスク着用
- ⑥普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えることを徹底する。

(※) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）

【事業者への協力要請（特措法第 24 条第 9 項）又は呼びかけ】

- ⑦テレワーク（在宅勤務）等の推進
- ⑧人が集まる場所での感染対策の徹底
 - ・従業員への検査の勧奨 ・適切な換気 ・手指消毒設備の設置
 - ・入場者の整理・誘導 ・発熱者等の入場禁止 ・入場者のマスクの着用等の周知
- ⑨医療機関、高齢者施設、学校、保育所等において、令和 4 年 10 月 13 日の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言の対策を講じる。
- ⑩高齢者施設等における抗原検査キット等を活用した集中的検査の推進
- ⑪飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等を行う。

iii) 業務継続体制の確保

- ①多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保を促す。
- ②一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、住民や取引先や顧客等に示すことを促す。
- ③濃厚接触者でない接触者に対する出勤停止を要請しないことを周知する。

(3) 国の支援

- ・都道府県の上記（2）をはじめとする感染対策がより効果的・効率的に実施できるよう、関係省庁及び各所管団体との連携・調整、好事例の提案・導入支援、感染対策に関する助言・指導
- ・必要に応じて国からのリエゾン職員の派遣 等

2. 「医療非常事態宣言」に基づく対策の実施

○ 「レベル3 医療負荷増大期」において、感染拡大のスピードが急激な場合や、上記1. の「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策を講じても感染拡大が続き、以下の(1)のように、医療が機能不全の状態になり、社会インフラの維持にも支障が生じる段階(「レベル4 医療機能不全期」)になることを回避するために、地域の実情に応じて、都道府県が「医療非常事態宣言」を行い、国は、当該都道府県を「医療非常事態地域」として位置付ける。当該都道府県は、住民及び事業者に対して、人との接触機会の低減について、(2)のような、より強力な要請・呼びかけを行う。

(1) 保健医療への負荷の状況及び社会経済活動の状況等

i) 保健医療への負荷の状況

- ・膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般の外来にも患者が殺到する事象が発生している。
- ・救急車を要請されても対応できない状況が発生。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態
- ・重症化率は低くても、膨大な数の感染者により、入院が必要な中等症Ⅱ・重症者の絶対数が著しく増加している。
- ・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫している。
- ・入院できずに、自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生している。
- ・通常医療を大きく制限せざるを得ない状態
(例えば、
 - ・重点医療機関における医療従事者の欠勤者が急増している。
 - ・病床使用率又は重症病床使用率が概ね80%超にあり、かつ、入院患者が概ね中等症以上等の入院医療を必要とする者である。)

ii) 社会経済活動の状況

- ・欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性がある状況になっている。

iii) 感染状況(参考)

- ・今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生している。

（２）対策内容

【住民・事業者に対する協力要請（特措法第 24 条第 9 項）又は呼びかけ】

- ①外出・移動は必要不可欠なものに限ることを要請（出勤大幅抑制、帰省・旅行の自粛も要請）
- ②飲食店や施設の時短・休業は要請しないが、外出自粛要請に関する理解を求める。イベントの延期等の慎重な対応を要請
- ③原則として、学校の授業は継続。部活動の大会や学校行事等には開催方式の変更等を含め慎重な対応を要請

○ 上記の具体的な感染拡大防止措置等については、実際の保健医療への負荷の状況及び社会経済活動の状況等を踏まえ、医療体制の機能維持・確保、業務継続体制の確保等に係る措置と合わせて示すものとする。

（３）国の支援

- ・ 都道府県の上記（２）をはじめとする感染対策がより効果的・効率的に実施できるよう、関係省庁及び各所管団体との連携・調整、好事例の提案・導入支援、感染対策に関する助言・指導
- ・ 必要に応じて国からのリエゾン職員の派遣
- ・ 国・他の都道府県からの医療人材の派遣 等